

川口高風著

『法服格正の研究』について

鏡島元隆

愛知学院大学講師川口高風氏が、最近、『法服格正の研究』を刊行された。『法服格正』とは、江戸時代の曹洞宗の学匠、黙室良要（一七七五—一八三三）の袈裟に関する研究で、曹洞宗門ではこの書のもつ重要性はつとに知られておったのであるが、しかも従来ほとんど研究されることのなかったものである。何故に、曹洞宗門でこの書は重要な意義をもつかと言え、道元禅師の仏法が、袈裟を尊重の上にも尊重しているからである。近代の偉大な禅匠、沢木興道老師がよく言われた、「お袈裟をかけて坐禅する、それでおしまい」の言葉のように、道元禅師から袈裟と坐禅を抜いたら、あとに何も残らないとも言えるほど、道元禅師は袈裟の意義を強調しているのである。この袈裟即仏法、衣法一如の精神は『正法眼蔵袈裟功德』・『伝衣』両巻に明らか

である。しかるに、この衣法一如の精神と行儀を示した書は、道元禅師示寂後七百年の宗門の歴史を通じて、黙室著わすところの『法服格正』の右に出るものはない。これは、私見ではなく、宗門の定説である。

それでは、これほどすぐれたこの書に、いまままでどうして研究者が現われなかったかと言え、一つの理由は、この書を研究するには仏教の戒律に対する広く、かつ深い造詣をもたなければ、歯が立たないからである。いま一つの理由は、それが袈裟という具体的な行儀に関するものであるだけに、単に机上の研究だけではどうにもならず、実際に袈裟を著、袈裟を縫う経験をもたなければ、その機微に通じ得ないからである。

おそらく、この二つの理由によって、『法服格正』はそのすぐれた内容にもかかわらず

従来、宗学研究者からほとんど顧みられなかったのである。

しかるに、ここに感ずるところあって、年来の研究をまとめ、『法服格正の研究』を世に問うたのが、川口講師である。著者は、駒沢大学の仏教学部、大学院修士・博士過程を通じて中国仏教の戒律、とくに南山道宣を中心に研究を続けてきた新進気鋭の士である。

これに加えて、著者は学生時代から水野弥穂子東京女子大教授を中心とする福田会に参加して、実際に自分の袈裟を縫う経験を積まれている。洞門の僧侶で、自分の袈裟を縫える人は幾人もないであろう。著者は、その数少ない中の一人である。こうみてくると、この書の研究が川口講師によってなされたことは、まことにその人を得た感が深い。

しかも、『法服格正』の著者、黙室は名古屋の慶雲軒（現在の永平寺別院）住持であり、黙室の師、瑞岡珍牛もまた名古屋万松寺住持であって、著者も本書中で述べているように、『法服格正』は名古屋を中心としてできたものとも言えるのであるが、本書の著者もまた名古屋出身であることは、奇しき因縁といふべきである。

本書の内容は、訳註篇、研究篇、資料篇と

大きく分けられている。訳註篇は、『法服格正』の本文、異本校訂、およびその註釈であって、著者のもつとも力を注いだものである。本書は、愛知県西春日井郡西春町所蔵の黙室直筆本を底本とし、これを明治二十九年に西有穆山校閲の『洞上法服格正』（鴻盟社刊）と、著者私蔵の無外筆写の『法衣格正』の二本をもつて校合し、適宜に段落を付し、解説を施したものである。

従来、『法服格正』の註釈書としては、黙室に師事した月潭全竜に『洞上法服格正入紙』があり、また著者不詳の『法服格正事考』があつて、いずれも駒大図書館に収められているが、一般人には容易に入手できないものである。これら先人の註釈書に比し、著者の註釈は語の解説が明快豊富であり、何よりも『法服格正』中に引用された典籍の典故考証が明確であり、周到であるところにその特色がある。これは、多年中国仏教の戒律研究に従事した著者ならではの業績であつて、その歴大な引用典籍についていちいち大正蔵經なしいし記続蔵經等の頁数が指示されている。この典拠研究は、巻末に付せられた二段一九頁に及ぶ索引とともに、——それは著者の令弟（川口義照、大学院博士過程在学中）の協力

によるものであるが——、研究者に多大の便益を与えることであらう。

つぎに本書の研究篇は、一、六物を説く戒律、二、戒律における袈裟の形状、三、南山道宣の解釈した六物の特徴、四、道元禪師の解釈した袈裟観、五、袈裟復古運動の形成、六、曹洞宗の袈裟研究書と著者、七、袈裟復古運動における法服格正の意義の七篇の論文より成っている。

これらの諸論文は、インドにおいて仏制として定められた袈裟が、風土・習慣を異にする中国・日本へどのような経緯をたどつて中国化され、さらに日本化されたかの観点に立つて論究されたものである。これら研究篇の中心が、中国においては南山道宣、日本にきつたつては道元禪師、および『法服格正』の著者黙室であることは、本書の性格から言つて当然であらう。

これらの諸論において、著者の創見として注意をひくことは、道宣についてはその袈裟史上における重要な地位を認めながらも、道宣が袈裟の材体について、絹を使用禁止したことは、四分律の曲解であると断じていることである。著者によれば、道宣が絹衣を禁じたことは、本来絹を臥具に使用してはならな

い戒の捨墮法を、袈裟に使用してはならないという戒にすり換えたものであると論じている。

道元禪師については、著者は道元禪師が、『正法眼蔵袈裟功德』において、袈裟を浣衣する具体的方法を指示していることに著目して、このような浣衣はいずれの律にも述べられず、道宣の『釈門章服義』・『教誡律儀』にも示されないものであることを述べ、また、禪師によつて袈裟頂載の作法が示されたことも、戒律史上、道元禪師によつて初めて示されたことであると指摘している。これらの指摘は、戒律に造詣深い著者にしてはじめて言い得ることであらう。

『法服格正』の著者・黙室については、著者は黙室にいたる袈裟研究者の系譜を追求して、徳巖養存・記山道白・指月慧印・逆水洞流・面山瑞方・祖道・万仞道坦・洞源晦堂・玉洲大泉等の諸師を挙げ、その袈裟についての立場を明かにしている。これらの諸師の中には、黙室をも含めてその伝記さえ明かでない人が多く、これをはじめて明かにした著者の労は多とすべきである。

終りの資料篇は、『法衣格正』、『法服正儀図会略釈』、『法服要篇』の三篇を付載したも

のである。一の『法衣格正』は、著者私蔵の『法服格正』の異本で、穆山門下の福定無外の写本である。二の『法服正儀図会略釈』は黙室が『法服格正』を撰述する上において基本となった袈裟研究書で、著者は円通閣主祖道である。駒大図書館にも一本が所蔵されているが、本書に付載されたのは水野弥穂子氏所蔵の刊本である。三の『法服要篇』は、「西東雲歩子」と署名した不明の著者による律宗文献の刊本で、著者の私蔵本である。いずれも袈裟研究上貴重な資料であるが、とくに『法服要篇』は著者によってはじめて世に紹介された新出資料である。

以上、川口講師新著の『法服格正の研究』を紹介したが、『法服格正』は江戸期曹洞宗の学匠、黙室の著で、それはもともと道元禪師の袈裟即仏法・衣法一如の精神を高揚するために著わされたものであるから、著者の立場も曹洞宗門を中心としたものであることはいうまでもないが、袈裟は今日、各宗共通に披著する僧侶の標幟であり、とくに江戸期においては、華嚴の鳳潭・光国、真言の飲光・諦忍等を中心として盛んに研究されたものであつてみれば、袈裟の正しい理解、受持は単に曹洞一門に限ることではなく、広く仏教界

共通にかかわる問題である。これを単に、装束、服装としてながめる風俗史学の分野における人たちの研究にのみまかされるべきではなく、仏法の標幟として、僧侶の福田衣として、広く仏教界共通の重要問題として研究されなければならぬものであろう。著者の研究は、これに先鞭を付けたものである。袈裟に関する著者の研究は倦むことなく、本書出版後も著者はさらに『法服格正』の異本を見出したということであり、その後の研究をまとめてさらに『袈裟研究資料集成』として、本書に続く第二弾を世に問いたい意欲に燃えているようである。その意気、壮である。若冠二十八歳の著になる本書には、もとより未熟なものもあれば、過誤もあり、批判を免れないものもあるが、それは春秋に富む著者自身の今後の研究によって、訂正されるであらう。著者自身の今後の精進を祈るとともに、この書の刊行を機縁として、本学の各分野における新進有為の士の研究業績が続出することを期待するものである。（本文六二八頁、索引一九頁、第一書房、昭和五一・二月刊八、〇〇〇円）